

議員（中野 一郎）

5番、中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。

1番目がオープンデータの利活用について、2番目が公会計に基づく財務書類を活用した財政分析について、3番目がスクールソーシャルワーカーの活用と課題について、以上3点について質問させていただきます。

まず、1番目がオープンデータの利活用についてです。

令和4年の施政方針の中で町長は行政のデジタル化につきましては、オンラインによる申請手続の拡充やオープンデータの利活用を推進するとともに今後のデジタル技術の進展を見据えながら、住民の皆様の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいりますと述べられています。政府は平成28年12月14日に公布施行された官民データ活用推進基本法において国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されました。それにより都道府県では、官民データ活用推進計画の策定が義務化されました。この計画は地域の状況に応じた官民データの活用推進に向けた基本的な方針施策を定めるものです。この基本的施策で国の施策と自治体の施策との整合性を確保することが挙げられているように、都道府県は国の計画に則して計画を策定する必要があります。市町村は都道府県が策定する計画を勘案し、市町村官民データ活用推進計画を作成することが努力義務として求められます。また国からは自治体の取組への支援として、官民データ活用推進計画策定のガイドラインやひな形が提供されます。また、様々な活用のデータの活用環境が整備されるとデータを活用できる人材の育成も必要となります。その政策が効果的かどうか政策の優先順位はどうかといったエビデンスに基づいた政策の立案遂行が期待されます。さらに行政手続のオンライン化によって、従来の業務の見直しや必要に応じ、法令の改正も生じるかも知れません。このように官民データ活用推進基本法によって、効果的な政策の立案や効率的な政策事務が可能になります。オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で2次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの2次利用を可能とするものです。つまり誰でも許可されたルールの範囲内で自由に製作加工や頒布などが出来るデータを言います。もちろん商用としても利用可能です。人口統計や公共施設の場所などを始めとした様々な公共のデータをユーザー、地域住民・民間企業などに有効活用して頂き、社会経済全体の発展に寄与することを目的として世界中で同様の試みが取り組まれています。オープンデータの提供を通じて、政府行政の透明性の向上を図るとともに町民の政治への参画を促し、さらには、オープンデータの活用による民間事業者の参入により、付加価値をつけたデータコンテンツが提供され、経済の活性化に繋げていくことが重要となります。さらには町民生活の向上や行政の効率化にも繋がることが期待されます。多度津町の現在のオープンデータは、私がこ

れを書いた時は、住民基本台帳と公衆無線LANアクセスポイントの2つだったんですけど今は4つオープン化されているようです。県内市町のオープンデータは、高松市が18、三豊市16、観音寺が12、宇多津が10、丸亀2、坂出2、土庄町2、小豆島町2、直島町2、多度津町は今言うたように、私が調べた時は2ですけど今は4です。それ以外の市町はゼロ、町がお金をかけず町民がもっと便利になる可能性のある取組が、このオープンデータなのです。町役場だけではオープンデータ政策を絶対にする事は出来ません。オープンデータ政策はデータを公開するだけではなく、その先に町民にとっての価値のあるものを作っていくところまでセットで行っていくものであって、この場合の政策とは単に町の政策に留まらず、広く町の在り方と言えるのではないかと考えます。そこで次の3点についてお伺いします。まず1点目。町役場各部署の持つデータを積極的に新たにオープンデータ化し、利活用することについての町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の町役場各部署が持つデータを積極的に新たにオープンデータ化し、利活用することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、官民データ活用推進基本法において、国及び地方公共団体は、オープンデータに取り組むことが義務付けられました。行政が保有するデータを誰でも無料で閲覧、再配布、2次利用をすることができるオープンデータの公開は、町民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化や新サービスの提供等に繋がる効果的な手段であると認識をしております。また、本町の保有する公共データについて、2次利用が可能な形で提供することは、行政の透明性の向上と町民の町政への信頼を高め、新たな情報戦略の基盤になり得るものと考えております。

一方、公共データ活用のための環境整備には多くの課題があります。データ活用に対するニーズの把握、2次利用が可能なデータ形式の標準化、情報提供者と利用者との間におけるルールづくりと著作権問題の整理等についての対応と併せて、個人情報保護に配慮した取扱いについてなど、これらの課題についての検討を行い、本町のデータを積極的にオープンデータ化して利活用出来るよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、このオープンデータに関する現在までの町における取組及び今後の考え方、進め方についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のオープンデータに関する現在までの取組及び今後の考え方、進め方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におけるオープンデータに関する現在までの取組につきましては、政府が定めた官民データ活用推進基本法により、国及び地方公共団体はオープンデータへの取組が義務化され、本町においても令和2年度より住民基本台帳人口、地区別、年齢別及び公衆無線LANアクセスポイント一覧をオープンデータとして公開しております。また、今年度におきましては県が中心となり、県内の自治体で共通したオープンデータを公開する取組を推進しており、指定緊急避難場所、地域年齢別人口及びAED設置箇所一覧が公開データとして選定されております。本町では、この取組を受けて、従来より公開していた住民基本台帳人口、地区別、年齢別に加えて、本年8月に指定緊急避難場所、指定避難所一覧及びAED設置場所一覧を新たに公開し、現在、4つのデータをオープンデータとして公開しております。今後の考え方、進め方につきましては、オープンデータをより有効的に活用するため、引き続き、県及び県内自治体と連携して、オープンデータの公開について検討を行うとともに地域課題の解決や政策の立案、遂行についてオープンデータを活用できるように人材の育成や他の自治体や民間企業などと連携についても検討してまいりたいと考えております。また、町民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化、行政の高度化、効率化、透明性、信頼性の向上に繋がるデータや必要性の高いデータを選別するため、先進自治体の事例等を参考に本町のデータの棚卸しを行うことや2次利用が可能なデータ形式の標準化、情報提供者と利用者との間におけるルール作り、著作権問題の整理等の課題について検討を行いながら、オープンデータについて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目、私からの提案です。例えば、学校給食献立情報です。今は献立情報は紙で児童に配られているだけでデータとして掲載されていません。ですが、想像してみてください。アレルギーのある子の保護者がアレルギー物質を含む献立の前日にLINEで通知を受ければ、事故のリスクを減らすようお子さんに注意出来ますよね。また、保護者が仕事の帰りがけに夕食の買物をしようと思った時、スマホで献立を見られれば、うちの子、昼にこれを食べたから、夕食・夕飯では違うものにしようって役立ちますよね。学校種給食献立情報について、オープンデータとして検討頂けるかお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の学校給食献立情報のオープンデータ化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の学校給食献立情報につきましては、令和3年度までは本町のホームページにおいて献立表及び盛付け写真等を公開しておりましたが、本年4月からの更新が出来ておりませんでした。本年4月からは善通寺市、琴平町、多度津町学校給

食センターのホームページにおいて、献立カレンダー、献立表、レシピ及び食育だより等を公開しておりますので、ご指摘を受け本町のホームページから1市2町の学校給食センターのホームページを案内するように致しました。今後も皆様に活用して頂けるよう、情報を更新してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。オープンデータの活用によって民間事業者の参入や付加価値を付けたコンテンツが提供されて、多度津の経済の活性化に繋がるような今後データ公開をしていって頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に2番目の公会計に基づく財務書類を活用した財政分析についてお伺いします。地方公共団体の新地方公会計統一基準が設定され、各市町村が財務書類を作成し、財務書類を活用した行政の活性化に取り組んでいます。自治体運営の要は住民のニーズを取上げ、行政府と立法府すなわち議員が一体となって、住民の福祉向上と市町村行政上のリスクを最小化する活動によります。これらの活動のための意思決定の基礎資料として、また、行政運営の効率性、効果性を高めるための基礎資料として財務情報は必須であると思います。地方公共団体の会計は単式簿記であり、現金の出入りに特化した財務の一部しか分からないといった町民の声があります。統一的な基準による地方公会計の整備促進により、財務書類も改善され統一的な基準による地方公会計マニュアルの中にも事業別・施設別のセグメント情報を初めとする財務書類の活用方法が示されています。そして詳細な財務分析も可能になっています。統一的な基準による現在の多度津町の財政状況について、他の団体との比較というようなことも可能になってくることと思いますが、現在の多度津の財政状態について、他団体との比較も含めて5点ほどお伺いします。

まず、第1点として、公会計に基づく財務書類をどのように理解し分析され、どのように活用されているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の公会計に基づく財務書類をどのように理解し、分析され、どのように活用されているかのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公共団体の厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに財政の効率化、適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務4表の開示が推進されております。

財務4表とは、会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする貸借対照表、業務実施に伴い発生した費用を明らかにする行政コスト計算書、貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする資金収支計算書、資金の流れを区分別に明らかにする資金収支計算書の4つの財務書類のことです。また、地方公共団体は一般会計等を

基礎として財務書類を作成しますが、一般会計等に地方公営企業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を合わせて作成しています。これらの財務書類を作成することにより、現金主義では見えにくい減価償却費等のコスト情報や資産・負債のストック情報の把握が可能になり、これらの指標を算出し、財政状況を多角的に分析することにより、本町の財政状況の特徴や傾向を把握することが出来ます。どのように分析し、活用しているのかという点につきましては、例年、総務省より統一的な基準による財務書類に関する調査があり、前々年度決算における一般会計等資産、負債の状況、行政コストの状況などの経年比較分析と住民1人当たり資産額や負債額、有形固定資産減価償却率等に係る類似団体比較分析等を行っており、それが総務省ホームページに公表されております。現在、令和元年度決算までの分析を行い、結果が公表されていますが、平成25年度以降、防災対策として様々な普通建設事業を行ってきたことにより、耐用年数に対して資産の取得から、どの程度経過しているかを示す有形固定資産減価償却率及び保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたかを示す純資産比率は類似団体平均より少なくなっており、一方で、それらの財源として発行した地方債残高の増加により、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を示す将来世代負担比率は、類似団体平均より高くなっております。この地方債残高は、減税補填債や臨時財政対策債といった国がその償還財源の全額を負担する特例地方債は差し引きされていますが、その他の地方債に係る交付税措置分が差し引きされていないため、財務書類に係る数値のみをもって判断するには厳しい部分もあります。ただ、後年度の交付税措置額である基準財政需要額算入見込額を差し引いた実質的な将来負担額がどのくらいか示す健全化指標である将来負担比率もご存じのとおり、全国的に見て非常に悪い水準で推移しておりますので、今後の財政運営におきまして町債残高の縮減が喫緊の課題であると考えております。このため、令和4年度以降においては、年度内で元金償還額より町債額が少なくなるよう予算編成を行うこととして町債残高の縮減に努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問させていただきます。ただ今の答弁の中で、地方債残高は減税補填債や臨時財政対策債といった国がその償還財源の全額を負担する特例地方債を差し引きされていますが、その他の地方債に係る交付税措置分が差し引きされていないため、財務書類に係る数値のみをもって判断するには難しい部分もあるということで非常に難しいんですが、地方債として起債したお金は基本返さなければなりません、これに対して地方交付税措置というのがあります。元利償還金の何割かを国から頂ける制度で、借金返済の一部を国が肩代わりしてもらえるものなんですけれども、ただし、この制度は地方財政のモラルハザードを防ぐ観点から総務省として減らして

いくという方針というか方向にある。と聞いてます。で、そもそも100%地方交付税で返ってくるものでないので、全部が対象でないのだからこういうことを考慮する必要があると思いますが、このことについてどう考えられているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり地方債の元利償還金に対しては、防災、減災対策など国民の生命、安全に関わるもの、全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものに限定して、交付税措置があります。本町も実施事業の際はできる限り交付税措置のある起債の活用を進めており、令和4年度は道路の長寿命化事業に対して、公共施設等適正管理推進事業債を桃山急傾斜崩壊対策事業負担金や県営ため池事業負担金に対して、防災、減災、国土強靱化緊急対策事業債を活用することとしております。交付税措置があるということは、普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されるということになります。令和3年度における元利償還金等に係る基準財政需要額算入額は8.5億円弱と高額です。これは、町債発行の際に、出来るだけ交付税措置のある有利な起債を活用してきた結果であり、今後も国庫補助や県補助などの特定財源の確保を第一に、補助がない場合でも交付税措置のある有利な起債を優先的に活用しながら、出来るだけ町の負担が最小となるような健全な財政運営を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。次に数値上のどう考えるかについて2点ほど続けて伺います。まず、住民1人当たりの負債額ですけれども多度津町の令和2年度のホームページに掲載されている公会計資料から、連結の負債総額は259億9,575万5,000円であり、人口、これを2万3,056人で例えば割ると約112万円の1人当たりの負債額になります。また町全体の連結決算での総資産に占める負債の割合は54.2%であり、50%上回っています。近隣町村と比較してこの数値についてどう考えるかについてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の住民1人当たりの負債額についてのご質問に答弁をさせていただきます。連結財務書類における近隣市町の1人当たりの負債額について比較しますと本町が112万8,000円に対し、琴平町が108万2,000円、まんのう町が131万5,000円となっております。また、総資産に占める負債の割合について、本町が54.2%に対し、琴平町が41.1%、まんのう町が54.7%となっております。近隣他町との比較において、著しく高い水準という訳ではありません。また、一般会計等の財務書類において県内市町と比較しますと、本町は63万8,000円で県内平均67万3,000円より若干低い状況に

あります。ただ、県内市町といえども、それぞれの市町によって人口、産業構造等が大きく相違しているため、比較するには条件に大きく差異があると言わざるを得ません。このため、通常は人口と産業構造の2つの要素を基準として分類された類似団体との比較分析を行います。令和元年度において、本町はVの1に分類され、同じVの1に分類された全国の46団体と比較しますと一般会計等に係る住民1人当たりの負債額は類似団体平均を大きく上回っている状況が続いております。これは先ほどの答弁で申し上げましたとおり、負債額の大半を占めている地方債残高が類似団体に比べて過大であることが原因でありますので、大規模な普通建設事業を抑制するなど地方債残高の縮減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に住民1人当たりの行政コストについて伺います。

多度津町の令和2年度のホームページに掲載している同じように公会計資料により、純行政コストの総額は176億1,691万3,000円であり、人口2万3,056人で割ると約75万9,000円の1人当たりの額となります。近隣市町と比較してこの額についてどう考えるかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の住民1人当たりの住民コストについてのご質問に答弁をさせていただきます。

連結財務書類における近隣市町の1人当たりの行政コストについて比較しますと本町が75万9,000円に対し、琴平町が99万1,000円、まんのう町が100万7,000円となっており、近隣他町よりも低くなっております。一般会計等の財務書類について県内市町と比較しますと、本町は43万7,000円で、県内平均52万4,000円より低い状況にあります。また、類似団体においても令和元年度決算まで一般会計等に係る住民1人当たりの行政コストは、類似団体平均を下回っている状況が続いておりますが、ここ数年、増加傾向にあり、今後も社会保障経費の増加が見込まれる中で、より効率的に行政サービスを行えるよう、他会計への繰出金や人件費などにつきまして、歳出増加の抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に財務書類4表の公表について伺います。

県内市町でも一般・全体・連結の財務書類4表をホームページで公開しているところがあります。多度津町は、その数字そのままのことなんですけども、公表していません。PDFによって、全てを公表しているところがあります。これを公開して頂けるかどうかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の財務書類4表の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。
財務書類4表そのものを公開してはおりませんが、町のホームページの町政情報の財政状況で、令和2年度統一モデルによる財務書類として公表しております。総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル内で、財務書類は利用者にとって理解可能なものであることが重要であり、分かりやすく公表することが求められていることから一般会計等、全体、連結、それぞれの財務書類をそのまま掲載するのではなく、要約し簡単な説明を加え掲載しております。今後も同様の形で掲載していくこととしておりますが、国から一律の基準等が示されましたら、それらも取り入れながら、より分かりやすい財務書類の公表に努めてまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、分かりました。この質問のこの2番目の質問の最後のことで、今後の活用について伺います。

今後、財務書類から得られた情報や分析から公共施設の適正管理を始めとする資産管理や予算編成等の活用を図って頂けるか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の再質問にお答えをしてまいります。

今、おっしゃいましたように財務諸表、その他様々な指標を勘案しながら、多度津町の財政運営を今からも行っていくものであります。総務課長の方から色々答弁させていただきました。中野議員さんの質問に対して、答弁させていただきました。これが全てのことではありませんが、90%以上、多度津町の財政状況、またこれからのことも入っておりますので、どうかこれはちょっと私の老婆心ながらの話になりますけど、どうかご理解頂けたらと思っております。

答弁とさせていただきます。はい。お願いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の今後の活用についてということで、ちょっと補足で説明させていただきます。

財政状況が厳しさを増す中で、限られた財源をいかに有効に使うかという観点から、財務書類の活用は、歳入歳出決算書などとは違った角度で、財務状況等の理解を促すための一つの手段になると考えております。現在、財務書類につきましては、経年比較、類似団体比較分析により問題点を把握し、予算編成方針作成の際の参考とするなどしておりますが、今後、多額の費用が見込まれる公共施設の老朽化対策や維持管理経費の効率的な予算配分といった個別具体的な事案の検討においても活用できるように先進事例を参考にしながら、有効な活用方法について引き続き検討し、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただ今、町長にもご回答頂きましたように、財務書類を分析して適正な財政運営に活用して頂きますよう、よろしくお願い致します。

最後に3番目の質問ですけれども、スクールソーシャルワーカーの活用と課題についてお伺いします。

近年、教育を取り巻く社会の動向は大きく変化しています。例えば核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家族や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少などが懸念されています。あと子どもたちの触れ合いの機会が減少することで、人間関係の持ち方やルールを学んでいくといった社会生活の基盤を培う機会も減少しています。その対応として、専門知識を有した人の人材の配置が必要となります。令和4年の施政方針の中で町長は幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細かな学習支援及び教育的各種支援を行うため、各種支援員等を継続配置するとともに、心の問題としての対応としてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいりますと述べられています。スクールソーシャルワーカー、通常SSWって言われていますが、そのSSWは児童・生徒が抱えている日常の悩み、いじめ、虐待などの問題の解決を図る仕事です。スクールカウンセラーが主に心理的にアプローチするのに対し、スクールソーシャルワーカーは主に環境面、例えば経済的格差、貧困、家庭内での虐待、いじめ、暴力行為、不登校からアプローチするところが異なっているところなんですけれどもスクールソーシャルワーカーの仕事内容は、児童生徒の問題を直接的に解決することだけではなく、生徒本人や家族の家庭環境を改善する相談を行ったり、学級環境の整備をしたり、学校外で行われている支援活動の紹介をしたりといったことも仕事内容に含まれます。さらにスクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域、児童相談所、警察行政、医療機関等と独自のネットワークを持っており、それぞれの立場を繋ぐことで子どもを取り巻く環境を改善していきます。このようにスクールソーシャルワーカーは生徒が抱える問題に様々な角度からアプローチすることによって児童生徒の支援を行っています。今後介入件数も増加傾向になると思います。問題が複雑化して、重要度が増して重要化が増えてくる。期待も大きいこのスクールソーシャルワーカーの活用と課題について教育長の所見を5点ほどお伺いします。

まず、実績についてですけれども、多度津町ではスクールソーシャルワーカーが会計年度任用職員、その予算的には2分の1が県費補助になっている訳ですけれども1名配置されています。年度ごとの相談件数とか主な相談内容、成果についてお伺いします。併せて学校ごとのスクールソーシャルワーカーの活用の格差はありますか、それについても併せてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーの年度ごとの相談件数、主な相談内容、成果及び学校ごとの活用格差についてのご質問に答弁をさせていただきます。
昨年度の相談件数につきましては、概ね200件ありました。主な相談内容としましては、児童虐待・ネグレクト事案についてが17件、不登校についてが28件、友人・教職員等との関係の問題についてが29件、発達障害等に関する問題についてが31件、心身の健康・保健に関する問題についてが30件となっております。職務の性質上、すぐに成果が上がるというものではないのですが、心身の問題や発達障害に起因する問題を抱えている児童・生徒が医療機関等々と繋がる事が出来たことで問題の解決に向けて前進したことは、スクールソーシャルワーカーによる相談の成果と考えております。

続いて、スクールソーシャルワーカーの学校ごとの活用格差について答弁をさせていただきます。

現在スクールソーシャルワーカーの本町での勤務は週4日となっており、学校の規模等を考慮して、原則月曜日が豊原小学校、火曜日の午前中が四箇小学校、火曜日の午後と金曜日が多度津中学校、木曜日が多度津小学校、火曜日、または金曜日に月2回程度が白方小学校となっております。その時の状況にもよりますが、学校規模の違いや講師の違い等により活用回数等には差があると思われませんが、事案の必要に応じて柔軟な対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、有難うございます。

続いて、スクールソーシャルワーカーの導入によって教職員の児童・生徒と向き合う時間は向上したのかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカー導入により、教職員の児童・生徒と向き合う時間は向上したかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

スクールソーシャルワーカー導入以前と以後を比べると教職員の児童・生徒と向き合う時間は、明らかに向上したと考えております。導入以前には主に学級担任、養護教諭等が児童・生徒の相談に応じ、その後の対応を行っていましたが、そこにスクールソーシャルワーカーが加わることで、児童生徒の相談に、より迅速に対応出来るようになり、様々な関わりから得られた情報の共有を行うことで問題解決に向けた取組もスピード感を持って開始出来るようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、次にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、スクールカウンセラーは県からの派遣が2名とお聞きしておりますが、その連携についてお伺い

します。

教育長（三木 信行）

中野委員のスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県から派遣されているスクールカウンセラーにつきましては、派遣が不定期で回数も少ないですが、多度津中学校においてスクールソーシャルワーカーと勤務が重なった際やケース会等で顔を合わせた際などに情報交換を行っており、各事案の必要に応じて連携を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、スクールソーシャルワーカーの間接的支援についてお伺いします。

スクールソーシャルワーカーの業務の内容として大きく直接的支援と間接的支援に分かれる訳なんですけれども、直接的支援というのは、児童の置かれた環境への働きかけとかネットワークの構築・連携・調整、保護者、教職員への支援・相談・情報提供などがあります。間接支援とは、学校のチーム体制の構築支援、教職員らへの研修活動といったことがある訳なんですけれども、その間接的支援としてどのように実施されているか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーの間接的支援が、どのように実施されているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

年間3回行われる多度津中学校区不登校等対策小・中連絡協議会の第2回目の会では、スクールカウンセラーとともに研修の講師を務め、教職員への研修を行っております。また、各学校からの要請に応じて就学時健康診断や入学説明会の折に保護者向けの講話を行ったり、学校のチーム体制の構築、在り方などについて具体的な助言をしたりすることもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれども、課題についてということでスクールソーシャルワーカーは日々難しい問題を抱えています。解決に向けて対応を迫られています。町では、スクールソーシャルワーカーは1人で直接的支援、間接的支援を、いや1人というのは、スクールソーシャルワーカーが1人という意味ですけれども、行っていますが、スクールソーシャルワーカーが困っていることはないのでしょうか。また、スクールソーシャルワーカーが行っていることと学校側が求めていることとの隔たりはありませんか。現状、認識している課題と今後の進め方等についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーが困っていること及び学校側が求めることとの隔たり等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特定の事柄に困っていることはないかも知れませんが、中野議員のご指摘のとおり、様々な難しい問題に対応をしていく中で、対応が困難な事案があると思われれます。そのような場合には、町教育委員会、町健康福祉課等々と連携をしながら、協力をして解決に向けて関わっています。スクールソーシャルワーカーが行っていることと学校側が求めることとの隔たりについては、先ほどの答弁でもお伝えをしましており、各学校とスクールソーシャルワーカーは連携を密にしているため、その活動と学校が求めることに大きな隔たりはないと考えます。ただし、中にはスクールソーシャルワーカーに対して、課題解決に向けての特効薬となるような助言を期待する教職員も少なからずおり、そういったものがすぐ得られないことで、物足りなさを感じている教職員もいるようです。そのような認識の違いは、課題と言えるかも知れません。今後、スクールソーシャルワーカーと学校との連携をさらに進めていくに当たっては、課題解決に向けての伴走者というスクールソーシャルワーカーの役割を明確にしながら、良好な関係づくりに努め、子どもたちの課題の早期解決に向けて、協力を深めていけるようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。私が今回スクールソーシャルワーカーの質問をしたのは、日々、学校で起こっている色々な難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカーの方が一生懸命頑張ってもらっているということを認めてあげてもらいたいというか、スクールソーシャルワーカーの存在をアピールしたいという意味もありました。今回スクールソーシャルワーカーの質問だった訳ですけれども、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、今後も十分活用頂いて、児童・生徒の色々な問題を解決していけるような配慮をこれからもお願い出来たらと思います。以上で、私の質問は終わります。有難うございました。